

(電子メール施行)
教体第1460号
令和3年9月10日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について

県内の新型コロナウイルスの新規感染者数は、1,000人を下回る日が続くなど若干の減少傾向がみられるものの、入院病床使用率や重症病床使用率は高い状況で推移するなど依然として警戒が必要な状態が続いています。

こうした状況に鑑み、本県に発令されている緊急事態宣言が9月30日(木)まで延長されました。各学校においては、引き続き「兵庫県対処方針」等に基づき感染防止を徹底しながら教育活動に取り組むようお願いいたします。

なお、今回教育活動の制限に関する内容に変更はありませんが、感染防止対策上の留意点を追加しています。教職員には、子供にも感染力が強い変異株(デルタ株)が広がっている中で、ワクチン接種をできない児童生徒を守るという立場から、各自の自覚を持って行動するよう、重ねて周知をお願いします。

また、児童生徒のワクチン接種会場の情報について現在確認しているので、改めてお知らせいたします。

記

※ 県対処方針2 学校等(1) 公立学校〔県立学校〕に追記された主なもの

- ① 「校内の感染状況等に応じて、機動的に分散登校や時差登校を検討する」
- ② 「サーモグラフィ等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底する」
- ③ 「教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える」
- ④ 「出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する」
- ⑤ 「今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱いなどを踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する」